

# 令和5年第3回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和5年9月5日 午前10時00分

---

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也      2番 大石光一      3番 高西正人      4番 岩花寛之  
5番 廣崎誠治      6番 宮本理一郎      7番 宮崎昌宗      8番 峯 新一  
9番 三田敏和      10番 茂呂孝志      11番 田中唯登志      12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆

会計管理者 堀 三好・ 総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司

住民課長 末廣匡史・ 長寿福祉課長 園田秀秋・ 子ども未来課長 末永浩一

産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 堀 綾一・ 教務課長 村上英之

総務係長 末吉孝幸

欠席職員（1名）

税務課長 堀田京介

---

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二

議会事務局 古城大作

○議事日程

令和5年第3回定例会議事日程（1日目）

令和5年9月5日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 報告第 6号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第 7号 継続費の継続年度終了による精算について（一般会計）
- 日程第 7 報告第 8号 継続費の継続年度終了による精算について（農業集落排水事業特別会計）
- 日程第 8 報告第 9号 継続費の継続年度終了による精算について（簡易水道事業特別会計）
- 日程第 9 認定第 1号 令和4年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 令和4年度上毛町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上毛町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第16 議案第41号 上毛町サテライトオフィス条例の制定について
- 日程第17 議案第42号 上毛町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第43号 令和5年度上毛町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第44号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第45号 令和5年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

## ○ 会 議 の 経 過 （ 1 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員で、定足数に達しています。

ただいまから、令和5年第3回上毛町議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、9番 三田議員、10番 茂呂議員を指名します。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○議会運営委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

議長から、今期定例会の運営について諮問を受け、9月1日に議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程（案）のとおり、協議決定いたしましたので、報告します。

9月5日、火曜日は本会議で議案の上程を行います。諮問第2号、報告第6号から報告第9号、議案第40号の6件については、審議、討論、採決を行うことと決定しました。

9月6日は休会とします。

9月7日木曜日及び8日金曜日は、本会議で一般質問とします。

7日の質問者は5人で、8日の質問者は2人とします。

9月9日、10日は休会とします。

9月11日月曜日は、文教厚生常任委員会を開催し、9月12日火曜日は、総務産業建設常任委員会を開催、9月13日水曜日は、予算決算常任委員会を開催すること

とします。

9月14日は、予算決算常任委員会の予備日とします。

9月15日金曜日は本会議で、委員会付託案件の審査報告を受け、討論、採決を行います。

以上、会期は本日から9月15日までの11日間とすることが適当であると決定しましたので、報告します。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）お疲れさまでした。議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月15日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間とすることに決定しました。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から諮問1件、報告4件、決算認定6件、専決処分1件、条例案2件、補正予算3件の計17案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料5ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。諮問第2号、報告第6号から報告第9号、議案第40号の6件については、本日、受理、審議、採決を行います。残りの11件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様にはお願いしますが、本日、受理、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう御協力をお願いします。

9月7日、8日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。7日の質問者は5人、8日の質問者は2人を予定しております。

9月11日に文教厚生常任委員会、9月12日に総務産業建設常任委員会、9月13日に予算決算常任委員会を開催し、14日を予備日としたいと思います。

9月15日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告

を受け、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

なお、本日、税務課の堀田課長につきましては身内に不幸があったため、急遽欠席となりましたので、御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（荒牧弘敏君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4諮問第2号、日程第5報告第6号、日程第6報告第7号、日程第7報告第8号、日程第8報告第9号、日程第9認定第1号、日程第10認定第2号、日程第11認定第3号、日程第12認定第4号、日程第13認定第5号、日程第14認定第6号、日程第15議案第40号、日程第16議案第41号、日程第17議案第42号、日程第18議案第43号、日程第19議案第44号、日程第20議案第45号、以上17件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和5年第3回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、金の国内小売価格が先般、8月29日、1グラム1万1円と、ついに1万円超えを記録し、円高の価格で初めて1万円を突破しました。2000年当初、1グラム1,000円程度だったことを考えると、当時単純に町が10億の基金を運用していたならば、現在100億円に跳ね上がったという計算になるわけです。

金人気の主な要因は、円安の進行に加え、中国経済の先行きへの懸念が大きいと思われませんが、ウクライナ有事やアメリカ大手銀行の立て続けの破綻も含め、今、世界中で一体何が起きているのか。危機的な問題に対して、私たちはしっかりと現実から目をそらさずに、手の届く範囲で今できることを粛々に行い、未来へ備えていくべき

だと考えます。

そのためには、日頃からアンテナを立て、小さな変化への気づきを意識しなければならぬと感じます。例えば災害、何か起きてからでは遅いわけですから、起きる前にいち早く気づくためには、ふだんから見回り、危険箇所を察知して、手を打っておく必要があります。

先般、7月10日の集中豪雨の際には、原井地区に建設中の太陽光について、あらかじめ平時に調査を行い、事前に業者に対して大雨の際の土砂崩壊の可能性を指摘し、その上で雨の日は必ず対岸の中津側から山の変化を観測するなど、意識的に見回りを行ったことで、土砂の流出を早期に発見することができ、即、県道通行止めを県に要請したので、結果的に土砂崩れが起きる前に県道を封鎖できたと思っています。建設課、産業振興課、総務課の連携で、事故を未然に防げたことは、隠れたファインプレーの一例ではないかと思っています。

職員には常々、想定外を想定するぐらいの気持ちで業務に当たるよう指示をしておりますが、いつどこで、どんな災害が起こり得るかは、なかなか予測しがたいものです。ましてや100年に一度、あるいは1,000年に一度といった災害が毎年のように起きてしまう異常現象となれば、なおさら誰の責任でもないわけですが、何か起こるたびに誰かをやり玉に上げ、責任追及する光景は、見るに堪えないものがあります。

限られた人員で全ての災害に備え、今回のように前もって予測し対応するとなれば、マンパワーも不十分ですし、また、利害が絡む民地となれば、なおさらであります。

町全域を監視することは、現実には行政だけでは無理があります。だからこそ、地域に精通した議員の皆さんや41自治会長、そして、各種団体の皆さん、さらには、町民の皆さんの総力を結集し、私たちの地域は私たちみんなで守る覚悟をお持ちいただき、自助、共助、公助をうまく機能することで、災害に強いまち、また、防災のまちとなっていくだろうと考えます。

何が起きてもおかしくない時代だからこそ、他人事にするのではなく危機管理意識を持って、一人一人が自分の身は自分で守る自助、住民同士が協力し支え合って身を守る共助、この二つの行動に公助を含めた三つの連携と誰かの気づきで、本町の災害を可能な限り防いでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を切にお願いを申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、諮問1件、報告4件、決算認定6件、専決処分1件、条例改正等2件、補正予算3件の計17案件であります。

順次御説明をいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員1名の方の3年間の任期が令和5年12月31日で満了することに伴い、人格識見に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について精通されている下畑敏彦氏を新たに人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

報告第6号、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、地方公共団体の長は、健全化判断比率等を毎年度決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することと規定されておりますので、今議会において報告するものであります。

報告第7号、継続費の継続年度終了による精算について（一般会計）、報告第8号、継続費の継続年度終了による精算について（農業集落排水事業特別会計）、報告第9号、継続費の継続年度終了による精算について（簡易水道事業特別会計）であります。各会計において、継続費で実施した事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、精算について議会に報告するものであります。

認定第1号から認定第6号までの一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第1項及び第3項の規定により、会計管理者より各会計の決算書が提出されましたので、これを8月4日に行われた決算監査において、監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会の認定に付すものであります。

一般会計では、新型コロナウイルスワクチン接種、新型コロナウイルス関係各種交付金事業及び体育館建設事業をはじめ、各種事業において事業目的に沿い、適切な執行に努めた結果、おおむね目標とする事業の成果が得られた決算となったものと考えており、また、特別会計においても一般会計と同様、目標とする事業の成果が得られた決算となったものと考えております。

これもひとえに議員各位をはじめ、町民皆様の御理解、御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。今後とも町民生活の安全、安心を最優先に考え、事業の必要性や緊急性に配慮し、多様化する行政需要に的確に対応するとともに、将来を

見据えた財政運営に努める所存であります。

議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上毛町一般会計補正予算（第4号））であります。7月の大雨により被災した農林水産施設及び公共土木施設等の災害復旧工事を早急に実施する必要性が生じたため、関係経費に係る補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月14日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第41号、上毛町サテライトオフィス条例の制定についてであります。産業振興及び雇用の場の創出を目的に上毛町サテライトオフィスを設置するに当たり、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号、上毛町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、令和5年度上毛町一般会計補正予算（第5号）であります。今回の補正額は1億5,390万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,714万9,000円とするものであります。今回の補正予算では、地方債補正で大雨災害復旧事業に充当するための災害復旧事業債を追加、臨時財政対策債発行可能額確定に伴う限度額を変更しております。

歳出の主なものといたしましては、総務費では、企画費においてサテライトオフィスで使用いたします備品購入関係経費を、電子計算費では、基幹系システムの標準化・共通化に係る比較分析作業委託料を計上しています。民生費の児童措置費では、子育て世帯生活支援特別給付金対象者が増加する見込みとなったため、今後の支給所要額を計上しています。衛生費の上水道整備費では、大雨による安雲配水地法面復旧工事及び消費税納付金額の増による簡易水道事業特別会計繰出金を増額計上しています。

農林水産業費では農業振興費において、町内農業者が実施する種子用乾燥機導入及び加工用建物機械冷蔵冷凍施設導入事業に対して、県からの補助金内示がそれぞれありましたので、その関係経費を計上しております。

治山・林道維持費では、林地等崩壊対策事業の今後の実施見込みから、補助金の増

額を行っております。

商工費では、7月9日に発生した落雷により、大平楽温泉施設の自動制御盤等に不具合が生じているため、その修繕経費を計上しています。

土木費では、住宅管理費において、用途廃止した垂水団地の今後の活用方針決定資料とするため、アスベスト調査及び不動産鑑定評価に関わる関係経費を計上しています。なお、唐の里団地払下げの時期が近づいていることから、併せて今回、不動産鑑定評価を行うこととしております。

最後に災害復旧費では、8月30日の議会全員協議会でも御報告いたしました、7月の大雨災害による災害復旧経費を増額計上しております。なお、現在、関係課において早期復旧に向けて鋭意取り組んでおりますことを御報告させていただきます。

今回の主な補正財源といたしましては、特定財源として、分担金及び負担金では、農地災害復旧事業に関わる受益者負担金220万円を計上しています。

国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費国庫負担金2,000万円、デジタル基盤改革支援補助金471万9,000円等、計2,534万7,000円を増額計上しています。

県支出金では、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金930万3,000円、農地災害復旧事業費補助金400万円等、合計1,418万4,000円を増額計上しております。

繰入金では、サテライトオフィス備品購入経費に充当するためのふるさと応援基金繰入金1,400万円、大雨災害復旧事業経費に充当するための財政調整基金繰入金7,500万円をそれぞれ増額計上しています。

町債では、臨時財政対策債発行可能額の確定により1,541万円を減額、災害復旧事業債1,000万円を新規に計上しています。

一般財源としては、普通交付税を2,858万7,000円計上しています。

議案第44号、令和5年度上毛町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）であります。開始貸借対照表における未収金及び未払金の金額確定に伴う補正予算であります。

議案第45号、令和5年度上毛町簡易水道事業会計補正予算（第1号）であります。今回の大雨による安雲配水地法面復旧経費、消費税所要見込額の増額等及び開始貸借対照表における未収金及び未払金の金額確定に伴う補正予算であります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう、御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで提案理由に対する総括質疑を終わります。

---

○議長（荒牧弘敏君）これから、採決する議案の審議を行います。

日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、私から諮問第2号について御説明をいたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

推薦する者の氏名でございますが、下畑敏彦、生年月日、昭和33年12月12日生まれ、住所、上毛町大字緒方613番地2。

理由でございます。人権擁護委員1名の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次のページに候補者の履歴書を添付しております。御参照ください。

人権擁護委員法第6条第3項におきまして、市町村長は人権擁護委員にふさわしい地域の候補者を選び、議会の意見を聞いた上で法務局へ推薦することが規定されております。

今回の下畑氏につきましては、新任となりますが、御覧のとおり京築広域圏消防本部の職員として豊前消防署長、消防本部の次長を歴任され、人格識見が高く、広く社

会の実情に通じ、人権擁護について深い理解をお持ちであり、人権擁護委員としてふさわしい方というふうを考えております。

なお、御本人からは地域のためにお役に立てればということで御快諾をいただいておりますことを併せて申し添えさせていただきます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

人権擁護委員候補者の推薦について、下畑敏彦氏を適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、下畑敏彦氏を適任とすることに決しました。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第5、報告第6号、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、報告第6号について御報告をさせていただきます。

報告第6号、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意

見をつけて、次のとおり報告する。

まず、健全化判断比率でございますが、令和4年度健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、令和3年度と同様に一般会計において実質赤字がございませんので、御報告しております表中には数値が表示されておられません。

続きまして、連結実質赤字比率でございますが、算定対象となります普通会計、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計と公営企業会計の全てにおきまして、実質赤字がございませんでしたので、実質赤字比率と同様に御報告しております表中には数値が表示されないこととなります。

続きまして、実質公債費比率でございますが、この比率は標準財政規模に占める全会計の公債費及び町が加入しております一部事務組合に対して負担する公債費、並びに債務負担行為による公債費に準じた経費の比率でございます。

令和4年度の実質公債費比率につきましては、マイナス1.7%となっており、令和3年度の比率マイナス2.7%からは、1%上昇しておるということになっております。

この実質公債費比率につきましては、過去3か年度の数値の平均で求めるということになっておりますので、令和元年度と令和4年度の数値の変動によりまして、数値が増減するということとなります。

今回の数値上昇の主な理由につきましては、計算式の分母となります標準税収入、普通交付税等が1億6,350万円増加、普通交付税において措置される公債費等の額が5,107万8,000円減少したことで、分母全体では2億1,457万8,000円の増加となっておりますが、分子となります公債費の元利償還金におきまして、体育館建設事業における令和3年度分の過疎対策事業債償還開始に伴い、償還金が4,210万6,000円皆増したと。その皆増等によりまして、元利償還金等全体で2,757万8,000円増加したことによるものでございます。

次に、健全化判断比率の最後になりますが、将来負担比率につきましても、将来負担額である地方債現在高は一時的に増加となりましたが、充当可能基金残高の確保等によりまして、算定式における分子の額がマイナス数値となりますので、令和3年度と同様に数値は表示されないこととなります。ちなみに、算定式における分子は、地方債現在高、退職手当支給予定額の一般会計等の負担額等の合計額から、充当可能基金額、地方債現在高等に係る標準財政需要額への算入額等の合計額を控除した額とい

うことになっております。

報告の最後となりますが、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び工業等用地造成事業特別会計においても実質赤字がございませんでしたので、御報告しております表中には、数値が表示されないということになっております。

令和5年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

報告書の次の2ページ目と3ページには、令和5年8月4日に、ただいま御報告いたしました内容について監査委員さんに審査をお願いし、その結果を監査意見書として添付をさせていただいております。

2ページ目の2の審査の結果の(1)総合意見、それから、3ページ目の(3)是正改善を要する事項の項目において、早期健全化基準に近い数値もなく、健全な財政運営を行っていると思われる。また、特に改善すべき事項はないということで、監査委員さんからの審査意見を頂戴しておるところでございます。

報告及び説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第6、報告第7号、継続費の継続年度終了による精算について（一般会計）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、報告第7号について御説明をいたします。

報告第7号、継続費の継続年度終了による精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和4年度に終了した継続費の精算について次のとおり報告する。

本報告につきましては、一般会計に関するものということになります。

8款1項、消防費の防災行政無線デジタル化事業におきまして、計画全体では4億

7,333万7,000円を予定しておりましたが、実績で施工管理委託料964万7,000円、工事請負費3億4,430万円が支出済みとなりましたので、支出済み総額は3億5,394万7,000円となりました。

比較といたしまして、1億1,939万円の残額でございます。この残額につきましては、当初のプロポーザルによる執行残ということで整理をしております。

令和5年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

説明は以上です。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第7、報告第8号、継続費の継続年度終了による精算について（農業集落排水事業特別会計）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、報告第8号について御説明をいたします。

報告第8号、継続費の継続年度終了による精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和4年度に終了した継続費の精算について、次のとおり報告する。

本報告につきましては、農業集落排水事業特別会計に関するものでございます。

1款1項、営業費用の公営企業会計法適化事業におきまして、全体計画、実績とも総額で1,428万9,000円となりました。比較といたしまして、予定額と同額を支出済みであるため、残額はなしということになっております。

令和5年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

説明は以上です。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第8、報告第9号、継続費の継続年度終了による精算について（簡易水道事業特別会計）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）報告第9号について御説明をいたします。

報告第9号、継続費の継続年度終了による精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和4年度に終了した継続費の精算について次のとおり報告する。

本報告につきましては、簡易水道事業特別会計に関するものとなります。

1款1項、営業費用の公営企業会計法適化事業におきまして、農業集落排水事業と同様に、全体計画、実績とも同額の1,816万1,000円となりました。比較といたしまして、予定額と同額を支出済みであるため、残額はなしということになっております。

令和5年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

説明は以上でございます。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

---

○議長（荒牧弘敏君）日程第10、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上毛町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、議案第40号について御説明を申し上げます。

議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上毛町一般会計

補正予算（第4号）について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年9月5日提出、上毛町長、坪根秀介。

令和5年7月の大雨により被災した農林水産施設及び公共土木施設等の災害復旧工事費を早急に実施する必要が生じたので、関係経費につきまして、令和5年7月14日付で、専決処分により予算措置を行わせていただいたものでございます。

次のページに、専決第5号として専決処分書を添付しております。

次のページになりますが、令和5年度上毛町一般会計補正予算（第4号）を添付しております。

今回、専決による補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,610万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億7,324万1,000円としたものでございます。

補正予算の内容でございますが、予算書の9ページをお開きください。5款1項4目農地費におきまして、今回の大雨により被災した農業施設等において、災害復旧事業の対象とならないというケースも想定されますので、農業土木事業補助金、いわゆる5割補助での対応が可能となるよう18節負担金補助及び交付金を200万円増額といたしております。

10ページをお願いいたします。9款5項2目保健体育施設管理費におきまして、多目的広場グラウンド照明設備が落雷により被災をしております。その復旧費用といたしまして、11節需用費修繕費を10万8,000円増額としております。なお、本目につきましては、全国自治協会建物災害共済保険金10万7,000円を特定財源として充当いたしております。

11ページをお願いいたします。10款災害復旧費ですが、農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費におきまして、大雨災害により早期に復旧が必要な被災箇所に係る復旧経費といたしまして、合計で1,400万円を各科目で、それぞれ増額計上しております。本事業については、受益者からの農地災害復旧事業分担金、負担率は20%になりますが、15万円を特定財源として充当いたしております。

補正予算の財源でございますが、各事業の説明で申し上げた特定財源及び一般財源といたしまして、普通交付税1,585万1,000円を今回増額としております。

以上、概略となりますが議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしく

お願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）ちょっとお尋ね申し上げます。今の専決処分の一般会計補正予算（第4号）の3ページ、歳出の欄を御覧ください。

これ計算しますと、歳出合計に対して、今回影響がありました5款、9款、10款のトータルが全体の歳出の33.8%に当たるというふうに思いますが、この金額は本年が突出して、特別の災害が大きかったということで、この金額になっているのか。例年は、どの程度のパーセンテージであったか。今年だけでなく、毎年災害が起こっているという観点から立って、今年は何の程度の規模だったかということをお教えいただきたい。去年は、どの程度の構成比だったか分かりますか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）今回は決算議会ということでもございますので、議員さんのお手元に昨年度の決算書もお配りをさせていただいております。

令和4年度の災害復旧費の決算額でいきますと、1,424万9,840円ということになっております。全体の比率といたしまして、昨年、予算規模としては、歳出が77億ということになっておりますので、0.1%弱というレベルでございます。

予算に対して、災害の支出が多いからこうだというようなことは、私ども財政運営する立場としては考えておりません。少なれば少ないほうがやはり災害が起きてないのでよいことということは分かりますが、起きてしまったものに対しては、早期に復旧するということで、可能な限りの手は尽くして早急に対応することが第一だと思っておりますので、必要な予算については、早急に措置をさせていただいて対応するというところでございます。

今回の専決予算につきましても、全体を把握できた段階ではございませんので、まずは動かないといけない分ということで、1,400万円を措置させていただいたということで、御理解をいただければと思います。

○議長（荒牧弘敏君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）そういう考え方であれば、専決だからこの程度で終わった。まだ二次、三次の災害復旧費というものは出てくる可能性があるということですか。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）本日、議案を提出させていただいております補正予算の5号ですね、後ほどありますが、その中で災害の予算は当然、あげさせていただいております。

費用を算定する際にも、設計とかというものが必要になりますので、災害が起きてすぐに額が固まるというものではございませんので、一定期間をいただいて、今回残りの把握できている分について、予算をお願いしているというものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

峯議員。

○8番（峯 新一君）すみません、ちょっとお尋ねします。

原井の災害におきまして、友達の田んぼが流されました。もう金額にすれば、1割負担でも50万円強と。これだったら今の田んぼの単価からすれば、2反他所で買えるぞと。だから、そこの整備はしないということを町のほうに言ったら、それはできないという答えが返ってきたそうなんです。でも、あそこが流されたのが今まで3回、4回、数え切れないほどの災害です。その都度、整備したのであれば、もう今までに5反、6反の田んぼが買えていると。

ただ、町のほうから国のほうに、あそこのラインの堤防をするなり、もっとちゃんとした計画をもってやれば、こういう災害は起きないんじゃないかと思うんですけど、そこらあたり、町のほうはこれからについて、どういうふうな計画を持っているのか教えてください。

○議長（荒牧弘敏君）総務課長。

○建設課長（堀 綾一君）今、議員から御指摘のあった原井地区の農地災害復旧事業の関係だと思いますが、農地については、地元、受益者負担を伴います。その関係で、復旧についても地権者、もしくは耕作者の方と協議を行った上で、負担金をいただけることを前提としての復旧となります。

今回、被災地なられた方とも十分協議をさせていただいた上で、町として復旧しなければならぬと言ったんじゃないかと、農地である以上、農地として復旧すべきであるというお話をさせていただきました。ですから、十分地権者の方の意向を踏まえて、受益者の方の意向に沿った形での復旧を考えているところでございます。

また、山国川の河川の水が溢流したということで被災しておりますので、この件に

つきましては国土交通省のほうに、山国川の堤体について要望を行っていくというところで考えております。

○議長（荒牧弘敏君）岩花議員。

○4番（岩花寛之君）この専決処分なんですけれども、7月10日の災害で、7月14日に専決ということで本当に早い段階で専決にさせていただいて、関係各所がすぐに対応できるというふうに先ほど総務課長のほうから御説明があったわけですけど、具体的にこの専決があるのとなないので、各課としては、どういうふうな違いがあるのかというところを説明していただけると。

○議長（荒牧弘敏君）建設課長。

○建設課長（堀 綾一君）今回の専決部分につきましては、応急措置的なものとして使わせてもらっております。実際的には、今のところ8割程度の執行をしております。主に、土砂等が道路に流れ込んだ、通行ができないということで土砂の撤去を行ったりとか、また、農業関係でいいますと、本来であれば農業者の方がすべきところではございますが、今回の降雨量等を考慮しまして、水路もしくは井堰等の前に土砂とか転石が堆積してしまった。ちょうど稲の出穂時期に当たる時期でございましたので、どうしても水が必要だと、早急に必要だということで、町のほうで水路の土砂の撤去とか、井堰の前の転石等の撤去を行った費用に充てさせていただいたというところがございます。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第40号、専決処分の承認を求める

ことについて（令和5年度上毛町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（荒牧弘敏君）これから議案の委員会付託を行います。

9月1日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。運営資料の3ページの委員会付託表を御覧ください。付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。

認定第2号、認定第3号、議案第42号の3件は文教厚生常任委員会へ、認定第4号、認定第5号、認定第6号、議案第41号、議案第44号、議案第45号の6件は総務産業建設常任委員会へ、認定第1号、議案第43号の2件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（荒牧弘敏君）続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料4ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時52分